



佐世保市教育大綱

令和5年10月
長崎県佐世保市

1 教育大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、地教行法）では、首長の招集により教育長並びに教育委員を構成員とする総合教育会議を開催し、この中で大綱を策定することとなっています。

本大綱は、地教行法第1条の3第1項に基づき、佐世保市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、総合教育会議の場で協議し、定めたものです。

2 佐世保市教育大綱の改定について

第1期の佐世保市教育大綱（平成27年9月～令和5年10月）は、平成27年の総合教育会議において、本市の教育方針が教育大綱に該当するものと協議・調整され、策定されました。

今回の改定では、これまでの佐世保市教育大綱を基本理念とし、その下に『子ども』『学校・教職員』『家庭・地域社会』のそれぞれ目指す姿を掲げ、さらに、令和5年6月に策定された国の新たな教育振興基本計画を参酌しながら、それら3つの目指す姿の実現に向けた取組を追加しました。

教育大綱は、本市教育が目指す基本的な方針を示すもので、期間を定めて取り組む性格のものではないことから、必要に応じて適宜見直しを行います。

3 佐世保市教育大綱改定のポイント

新佐世保市教育大綱には、国の新たな教育振興基本計画のキーワードでもある『ウェルビーイング』という言葉が登場します。ウェルビーイングの捉え方は人それぞれ個人差がありますが、佐世保市民一人ひとりが、いきいきと生活できるように、ウェルビーイングの向上を目指します。

ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念とされています。

基本理念

新しい時代を生き抜くためのたくましさや豊かな心をはぐくむとともに、郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する。

そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める。

基本理念に基づく3つの目指す姿

●目指す子どもの姿

すべての子どもたちが、幸せと生きがいを感じながら主体的に学び、未来を切り開くために必要な力を身につける。

【実現に向けた取組】

- 誰一人取り残さず、すべての子どもたちの可能性を引き出すための教育を実現する観点から、教育DXを推進し、誰もが等しく質の高い教育を受ける機会を確保する。
- 子どもたちが他者とのつながりの中でそれぞれのウェルビーイングを思いやることができるよう、教育環境を整備する。

●目指す学校・教職員の姿

すべての子どもたちが多様性を認め合い、学ぶ喜びに満ちた、教職員にとって働きがいのある学校を実現する。

【実現に向けた取組】

- 多様なニーズを有する子どもたちに対応するため、教職員に対して専門的なトレーニングと学びの機会を提供する。また、デジタル技術の利活用の推進による学習環境の充実を図る。
- 子どもたちのウェルビーイングを高めるためには、教職員のウェルビーイングを確保することが必要であることから、適切な労働環境の整備を図る。

●目指す家庭・地域社会の姿

保護者や地域住民が連携し、共に人と人とのつながりを作り、学びを支え合う社会を実現する。

【実現に向けた取組】

- コミュニティ・スクールや地域学校協働活動などの多様な地域資源を活用し、持続可能な社会の実現に向けて更なる推進を図る。
- 地域住民のウェルビーイングの実現や継続的な学びにつながるよう、生涯学び、活躍できる環境を整備する。また、多様な世代への情報提供や仲間とつながりながら学ぶことができる環境整備を図る。